

「保険会社に係る検査マニュアル」改訂案
《 パブリック・コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方 》

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	全般	生命保険協会	改訂案中、損害保険会社に係る記述と考えられる箇所があるが、生命保険会社への適用に際しては、記載された趣旨等を斟酌し、適宜実態に即して判断することでよいか確認させていただきたい。 例えば、顧客保護等管理態勢Ⅰ. 3. (6)②やⅡ. 3. (4)①②などが考えられる。	貴見のとおりです。
2	全般	会社員	保険検査マニュアルで言うリーガルチェックとは「弁護士」によるものか「コンプライアンス部」レベルのものを指すのか等、具体的に教えていただきたい。	本検査マニュアルにおいて、リーガルチェック等とは、例えば、社内外の弁護士等の専門家、法務担当者又は法務担当部署により当該書類や案件を法的側面から検証することを指します。
3	本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項	生命保険協会	「取締役会等」の定義において、「また、取締役会等が他の部署や役職に対し、規程の制定・改廃権限を委任している場合には、その部署・役職の性質、規程の性質に照らし、委任が合理的か否かを確認する必要がある。」との記載が新たに加わっている。これは、各チェックリストにおいて規程類の承認を取締役会等に求めている記述があるが、必ずしも全ての規程について取締役会等の承認を求めるものではなく、例えば、事務処理に関する規程など、個々の規程の内容・性質に応じて、取締役会等が他の部署や役職に適切に委任していることも意図した記載であるとの考え方でよいか確認させていただきたい。	本検査マニュアルのチェック項目において取締役会等が規程の承認をすることとされている場合でも、当該規程の制定・改廃権限を他の部署や役職（例えば、担当部署の管理者）に委任することが、当該他の部署・役職の性質、規程の性質に照らして合理的であると認められる場合には、当該委任を受けた他の部署や役職が規程の承認をすることも不適切とするものではありません。
4	内部管理態勢／Ⅰ	コンサルタント	保険検査マニュアルに取締役の人物評価チェックの項目を入れるべき。	保険会社に対する検査は、保険会社の業務や財務の状況に関して行うものであり、その一環として、保険会社の内部管理態勢等の検証において取締役等の認識や機能発揮状況にも着目することはありますが、直接、「取締役の人物評価」を行うものではありません。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
5	内部管理態勢／ IV	コンサルタント	内部監査にかかわる者の任命基準と人事ローテーションの検証を行うべき。	内部監査の任命基準や人事ローテーションについては、保険会社の規模や特性に応じ、まずは保険会社で判断するべきものと考えますが、本検査マニュアルにおいても、内部監査部門に配置すべき人材（内部管理態勢IV. 1. (4)）や内部監査の従事者のローテーション（同IV. 3. (2)）を検証項目としていところす。
6	内部管理態勢／ V	会社員	内部管理態勢の外部監査の活用については、現状ではこのマニュアルに言うような監査が制度上義務化されていないにも関わらずマニュアルの検証項目となっていることについては、チェック項目が「しているか」となっており、ミニマム・スタンダードとして金融機関へ求めていることや、注記があるとは言え行政の指導的な色彩が強く問題だと考える。	ご指摘の注記にあるとおり、本検査マニュアルにおける外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではありませんが、本検査マニュアルによって、法令により義務付けられている範囲を超えた外部監査を義務付けるものではありません。
7	内部管理態勢／ VI	コンサルタント	保険計理人は人的・資金的関係がまったくない会社外部機関として独立させるべき。そして、職務に違反等した場合の罰則規定を改訂案に設けるべき。	保険計理人の資格は、保険業法第 120 条 2 項及び保険業法施行規則第 78 条に定められています。また、保険計理人の職務違反等に係る罰則については、保険業法において、特別背任罪（同法 322 条）等の定めがあります。
8	法令等遵守態勢 ／ I. 1. (2)①	会社員	ミニマム・スタンダードとしているにもかかわらず「一定規模以上のリスクのある業務部門等にコンプライアンス・オフィサーを配置しているか」の「一定規模以上」とはどのような「規模」を想定しているのか不明確であり検査官の指摘にバラツキがあることが想定されるなど問題だと考える。	保険会社によって抱えるリスクは様々であることから、「一定規模」がどの程度であるかについては、保険会社に応じて異なるものであり、まずは保険会社において、適切な規模を考えるべきものと考えます。
9	法令等遵守態勢 ／ I. 3. (5)	会社員	コンプライアンス・マニュアルの見直しについては、「重要な問題が発生した場合、コンプライアンス・プログラムの見直し時等において」のように、改正する時期を例示すべきだと考える。	コンプライアンス・マニュアルの見直しは、その趣旨から、必要に応じ随時、適切に行われるべきものと考えます。なお、新たな業務の開始、新たな商品の発売に際しては、リーガルチェック等を実施の上、適切に見直しを行っているか確認することとしています。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
10	法令等遵守態勢 ／Ⅰ．５．(2)	会社員	適切な人事ローテーションとはどの程度のものを想定しているのか。	保険会社によって人事制度は異なるものであり、事故防止の観点からどのような人事ローテーションが適切であるかは、まずは保険会社において判断すべきものと考えます。
11	保険募集／Ⅰ	コンサルタント	営業職員の管理手法についてのチェック項目をより詳細に規定すべき。	営業職員の具体的な管理手法は、保険会社の規模や特性により異なりうるものであり、まずは保険会社において判断すべきものと考えます。また、保険募集業務の適正性については、保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト等に基づき、保険会社の規模・特性に応じた検証を行うこととしています。
12	保険募集／Ⅰ． ４．(4)①ハ	外国損害保険協会	「顧客のニーズや知識、経験及び財産の状況を踏まえて説明を行うなど、適切な業務運営を確保するための措置を講じているか」について、どのような客観的な基準をもって「顧客のニーズや知識、経験及び財産の状況を踏まえて」説明を行ったとみなすのか。	顧客の保護を図るため、適正な保険募集管理態勢を整備・確立する観点から設けた着眼点であり、そのために必要とされる説明の程度や具体的な方法については、商品や顧客の状況によって異なることから、画一的な基準を示すことは困難です。
13	保険募集／Ⅰ． ４．(4)②イ	会社員	法第 307 条 1 項 3 号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」の例示として「無断契約、無面接募集、作成契約等」とあるが「著しく不適当な行為」とはどの範疇までを言うのか、一般論でいいので具体的に教えていただきたい。	保険業法第 307 条 1 項 3 号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」は、個別の状況に応じて判断されるべきものですが、一般的には、受け取った保険料の横領・流用等その他の不適当な行為であって、保険契約者等の保護や保険会社の業務の健全性確保の観点から問題があるものをいうと考えられます。
14	保険募集／Ⅰ． ４．(5)	外国損害保険協会	「電話やインターネットを利用した通信販売など非対面募集における募集管理」について、保険会社が直接行っている募集方法と代理店が行っている方法の両方を対象としているのか確認したい。	非対面募集であれば、原則としてどのような募集主体についても対象となります。
15	保険募集／Ⅱ． １．(1)①	生命保険協会	Ⅱ．１．(1)①に記述されたイ～ホの行為は、「法第 307 条第 1 項第 3 号の『保険募集に関し著しく不適当な行為』に該当する行為その他の不適切な行為」に該当するおそれのある行為の例示も含むものであり、法第 127 条または第 209 条に基づく届出の対象となる行為と必ずしも一致するものではないことを確認させていただきたい。 保険募集管理態勢Ⅰ．４．(4)②イ、実地調査用チェックリスト 1．(1)①にも同種の記載がある。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 (保険募集管理態勢Ⅱ．１．(1)①及び実地調査用チェックリスト 1．(1)①) (修正前) 法第 300 条第 1 項各号に定める禁止行為又は例えば、 <u>以下を含む法第 307 条第 1 項第 3 号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」に該当する行為</u> その他の不適切な行為が行われていないか。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
16	保険募集／Ⅱ. 1. (1)①ハ	損害保険協会	法第 307 条第 1 項第 3 号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」として「無面接募集」が例示されているが、損保において定着している団体や集団向けの文書募集や通信販売等の「無面接募集」も、「著しく不適当な行為」に該当するといえるのであれば、その旨を明示願いたい。	イ. 保険料の横領・流用等 ロ. 印鑑不正使用 ハ. 無面接募集 ニ. 作成契約（架空契約）・名義借契約・無断契約 ホ. 付績行為（成績の計上操作）・不正な勤務実態の作出 （修正後） 法第 300 条第 1 項各号に定める禁止行為又は法第 307 条第 1 項第 3 号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」その他の不適切な行為が行われていないか。特に、以下の行為については、<u>不適切な行為に該当する可能性が高いことに留意する。</u> イ. 保険料の横領・流用 ロ. 印鑑不正使用 ハ. 無面接募集（面接が必要とされていない契約に関する募集を除く。） ニ. 作成契約（架空契約）・名義借契約・無断契約 ホ. 付績行為（成績の計上操作）・不正な勤務実態の作出 （保険募集管理態勢Ⅰ. 4. (4)②イ） （修正前） 募集行為が法第 300 条第 1 項各号に定める禁止行為や法第 307 条第 1 項第 3 号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」（例えば、無断契約、無面接募集、作成契約等）に該当しないよう方策を講じているか。 （修正後） 募集行為が法第 300 条第 1 項各号に定める禁止行為や法第 307 条第 1 項第 3 号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」に該当しないよう方策を講じているか。
17	保険募集／Ⅱ. 3. (3)	外国損害保険協会	共同保険契約等の「等」とは、具体的に何を指しているのかお示し願いたい。	「共同保険契約等」の「等」とは、例えば、保険会社間の保険商品の提携販売を指します。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
18	保険募集／Ⅱ. 4.(7)イ	オリックス 生命保険	「常時使用する従業員の数が20人以上50人以下」とあるが、「21人以上50人以下」が正しいのではないか。	ご意見のとおり修正します。
19	顧客保護等／Ⅰ. 3	コンサルタント	住所変更やその他の申出、又は取扱者の変更等が起こった場合、速やかかつ十分な対応が行われているかをチェックすべき。	ご意見の趣旨については、顧客保護等管理態勢Ⅰ.3.に記載しています。
20	顧客保護等／Ⅰ. 3.(7)①	外国損害保険協会	「保険証券の長期預り」とは、具体的にどのような場合を想定しているのかお示し願いたい。	本チェック項目は、保険契約者からの要請により保険証券を預かる際に、それが長期にわたる場合を想定しています。なお、ここでは検査の着眼点として長期預りの場合を記載していますが、預り期間の長短にかかわらず、保険証券を預かる場合の手続、保管方法は適切に整備されているか検証するものと考えます。
21	顧客保護等／Ⅱ. 2.(2)②	外国損害保険協会	募集時の勧誘の検証の担当部門は、支払管理部門に加え、「他部門との連携」も含まれるとの理解でよいか確認させていただきたい。	支払管理部門が他部門と連携しつつ検証するものと考えます。
22	顧客保護等／Ⅱ. 4.(4)④	外国損害保険協会	損保では約款上遅延利息の規定がないが、本項は損保商品も想定したものか確認したい。	本チェック項目は、保険会社が保険金等についての遅延利息を支払うべき場合を想定しています。
23	財務の健全性 ・保険計理／Ⅰ. 6.(2)	外国損害保険協会	「・・・他の保険会社から再保険を引き受けた場合、再保険の引受リスクについては、契約内容やその実態が複雑であるなど通常の保険引受リスクと同等の取扱いが必ずしも妥当でないことを踏まえて、当該再保険に係るリスクを把握することにより適切に責任準備金又は支払備金を積立てている・・・」という記述がありますが、想定されている具体的な事例及び積立方法があればお教え願いたい。	元受契約の一定割合を引き受ける比例再保険ではなく、非比例のエクセス・ロス等を想定しており、保険会社において、個々の再保険契約の内容に応じて責任準備金等が適切に積み立てられているかを確認するものです。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
24	財務の健全性・保険計理／Ⅲ. 4	生命保険協会	今回の改正で区分経理に関する内容が新設されている。区分経理に関しては、平成8年の保険業法改正時に導入され、当時の通達等の趣旨を踏まえ、各社実務を構築、現在では、内部管理として各社で実施しているところである。今回の検査マニュアルに記載の内容は、これらの経緯も踏まえ現在の監督指針の内容に沿って、各社の特性に応じて管理されているかを求めているという理解でよいか確認させていただきたい。	今回の改訂における区分経理に係る内容は、監督指針に記載されている内容について、検査官が事実関係を的確に把握するに当たっての着眼点という観点から記載したものです。また、本検査マニュアルの適用に当たっては、保険会社の特性を十分踏まえ、十分な意見交換を行っていきます。
25	保険引受リスク／Ⅱ. 1. (3)	外国損害保険協会	保有・出再方針及び受再方針について、「合理的」であるか、「問題ない」か、等を問うているかのように見受けられ、態勢整備・確立状況を問う他の項目とは異質である。方針の内容に踏み込む意図であれば、それぞれの方針について、それらが「合理的」であるか否か、「問題ない」か、否かを判断する基準と、その根拠を共に明示していただきたい。	本チェック項目は、保険会社がその業容や自己資本等の額に照らして保険引受リスクを適切に管理できるような保有・出再方針や受再方針を定めているかを検証する趣旨であり、その方針が合理的であるか否かは、まずは保険会社において判断すべきものと考えます。なお、上記の趣旨を明確にするため、以下の通り修正します。 (修正前) (3) 保有・出再方針及び受再方針は、例えば、保険会社の業容（規模・成長性・保有する保険引受リスクの集中度合い等）及び自己資本等の額と照らし合わせて、 <u>合理的であり、財務の健全性においても問題ないもの</u> となっているか。 (修正後) (3) 保有・出再方針及び受再方針は、例えば、保険会社の業容（規模・成長性・保有する保険引受リスクの集中度合い等）及び自己資本等の額と照らし合わせて、 <u>合理的なもの</u> となっているか。
26	保険引受リスク／Ⅱ. 1. (4)	外国損害保険協会	一般的に出再はリスクヘッジ、受再は元受事業同様、保険の引受けとして行われるが、「出再と受再の業務が連携よく会社全体として機能している」とは、どのような状態を期待しているのかお聞かせ願いたい。	再保険の市場参加者は限られたものであるため、例えば、出再によって他に移転したはずのリスクが、受再を通じて還流するケースもあることから、出再と受再の業務を行うに当たっては、担当部署間で情報交換するなど、連携することが重要であると考えます。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
27	資産運用リスク ／Ⅰ． 1	コンサルタント	財務企画部門と資産運用部門との相互牽制体制を確保すべき。	資産運用全体のリスクを管理する部門と運用部門との相互牽制機能については、資産運用リスク管理態勢Ⅰ． 1． (3)に記載しています。
28	オペレーショナル・リスク等／ Ⅰ． 1． (4)②	損害保険協会	オペレーショナル・リスク等管理態勢Ⅰ． 1． (4)②に「事務部門は、業務内容についての分析を行い、事務リスクの所在を確定し、そのリスクが生じないような規程を、取締役会等の承認を得た上で整備しているか。」とあるが、事務処理に関するすべての規程・ルール・マニュアルの類について、取締役会等の承認を求める趣旨でないことを確認させていただきたい。	本検査マニュアルのチェック項目において取締役会等が規程の承認をすることとされている場合でも、当該規程の制定・改廃権限を他の部署や役職（例えば、担当部署の管理者）に委任することが、当該他の部署・役職の性質、規程の性質に照らして合理的であると認められる場合には、当該委任を受けた他の部署や役職が規程の承認をすることも不適切とするものではありません。
29	オペレーショナル・リスク等／ Ⅱ． 2． (5)①	外国損害保険協会	顧客保護等管理態勢Ⅲ． 1． (2)③ではインターネットを利用した苦情・相談等の受付は、「例えば」と例示になっているが、オペレーショナル・リスク等管理態勢Ⅱ． 2． (5)①では「インターネットを利用して苦情・相談等を受ける体制を構築しているか。」と具体的に表示されている。 インターネットを利用した苦情・相談等の受付はミニマム・スタンダードと位置付けているのか確認したい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 (修正前) ① インターネットを利用して苦情・相談等を受ける体制を構築しているか。 (修正後) ① 苦情・相談等を受ける体制を構築しているか。
30	その他	コンサルタント	保険検査マニュアル改訂案は、生保、損保を意識した記述のみだが、少額短期保険業者の場合には、特段の断りが無い場合には、生保、損保と同様の取扱と考えてよいのか。 つまり、保険会社並の対応が必要と言う理解でよいのか。	本検査マニュアルは、少額短期保険業者や特定保険業者を直接の対象としているものではありません。今後、少額短期保険業者の登録の状況や、登録業者の業務状況等も見つつ、必要に応じて、検査マニュアルの策定の必要性について検討することとしています。
31	その他	会社員	保険検査マニュアルの改訂においては、いわゆる無認可共済に対応したものとなっていないと考えられるが、検査マニュアルは作成しないのか、どう対応するのか。	

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
32	その他	コンサルタント	金融庁は検査結果を社会に公表すべき。	個別の保険会社の検査内容等を当該保険会社以外の者に開示することについては、従来より、 ・当該保険会社や取引先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、 ・将来の検査一般において、正確な事実の把握を困難にするなど、検査の実効性を損ねるおそれがあること、 ・被検査保険会社を深刻な風評リスクにさらすおそれがあること、 から原則として公表していません。 なお、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させ、また、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点から、検査において多くの金融機関に共通してみられる指摘事例については、「金融検査指摘事例集」として公表しています。
33	その他	保険代理店	保険代理店は、保険会社が犯す法令違反について、知ることのできる立場にいる。 保険会社の業務の全てにわたって法令等が遵守されることの重要性にかんがみ、全社的な法令等遵守態勢を確認するには、保険代理店からの監督官庁へのチャネルを構築する必要があると思う。 保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するために、保険代理店から監督官庁へのチャネルを是非とも構築してほしい。	貴重なご意見として承ります。 なお、金融庁におきましては、「金融サービス利用者相談室」において、金融行政に関するご意見・ご要望等を承るとともに、「検査情報受付窓口」において、当庁及び財務局が検査を実施している金融機関名を公表し、当該金融機関に関する情報を受け付けています。